

小田川付替事業環境影響評価技術検討委員会 公開規定

（目的）

第1条 本規定は、小田川付替事業環境影響評価技術検討委員会（以下「技術検討委員会」という。）の議事内容について、公開の方法を定めるものである。

（技術検討委員会開催の周知）

第2条 技術検討委員会の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方整備局及び岡山河川事務所ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

（技術検討委員会の公開）

第3条 技術検討委員会は原則公開とし、傍聴に必要な事項は別途定める。

- 2 技術検討委員会で委員に配布される資料は、原則公開とするが、貴重な生物種の存在状況を示す資料などについては、種の保存・生息環境の保護の観点から委員の合意を得て非公開とする。
- 3 技術検討委員会の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、HPにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。なお、貴重な生物種の存在状況を示す部分などについては、種の保存・生息環境の保護の観点から委員の合意を得て非公開とする。

（その他）

第4条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、技術検討委員会で定める。

附則

（施行期日）

この規定は平成23年8月31日から施行する。